　産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第１条　本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、必ず公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。ホームページアドレス：

https://www.jwnet.or.jp）が運営する「ＪＷＮＥＴ」を介したネットワークで、マニフェスト

情報を電子化してやりとりする仕組み（以下「電子マニフェスト」という。）への加入・登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。

第２条　受注者は、産業廃棄物の処理に先立ち、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者との契約書の写し並びに収集運搬業者及び処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付して監督職員に提出しなければならない。

また、提出した書類の内容に変更（処分業者の追加・変更等）が生じる場合は、変更した書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、本工事で産業廃棄物が発生しない場合は、その旨を施工計画書に記載すること。

第３条　受注者は、電子マニフェストを使用した産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産

業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理

ができることを証する書類（JWセンターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証）の写しを施工計画書に添付して監督職員に提出しなければならない。

　　また、提出した書類の内容に変更（処分業者の追加・変更等）が生じる場合は、変更した書類の写しを監督職員に提出すること。

なお、本工事で産業廃棄物が発生しない場合は、その旨を施工計画書に記載すること。

第４条　以下に掲げる理由により電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理を迅速に行うことが困難な場合に限り、第１条にかかわらず、紙マニフェストの交付により行うことができる。

（１） 電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、電子マニフェストが利用できないとき

（２） 設計図書で処分が明示された種類の産業廃棄物以外の産業廃棄物が発生した場合に、電子マニフェストが利用できないとき

第５条　前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストを交付しなければならない場合には、処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を「紙マニフェストの交付に関する承諾願（様式１）」により協議し、監督職員の承諾を事前に得て行うものとする。

また、報告した内容に変更が生じる場合においても同様の取扱いとする。

第６条　前条の規定により、監督職員の承諾を得て紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行った場合、第４条に規定する理由が止んだときは、電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨を「電子マニフェスト再開の報告書（様式２）」で監督職員に遅滞なく報告を行うものとする。

第７条　第５条による監督職員の承諾を事前に得ることなく、紙マニフェストの交付により産業廃棄物を処理した場合は、遅滞なく「紙マニフェストの交付に関する顛末書（様式３）」により、報告しなければならない。

第８条　受注者は、工事完成前に、処理実績と産業廃棄物処理にあたって交付した全ての電子マニフェスト又は紙マニフェストの照合確認を行い、「廃棄物管理票報告書（様式４）」及び「廃棄物管理票一覧表（表－１～４）」を作成し、電子マニフェストの場合は受渡確認票（紙マニフェストの場合はその写し）とともに監督職員に提出しなければならない。

なお、産業廃棄物の処理がなかった場合も「廃棄物管理票報告書（様式４）」を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第９条　産業廃棄物の処理にあたって、監督職員の承諾を得ることなく紙マニフェストの交付により処理を行った場合、又は電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類を提出しなかった場合、もしくは「廃棄物管理票報告書（様式４）」を提出しなかった場合は、大阪府総務部契約局建設工事成績評定要領及び大阪府入札参加停止要綱に基づき措置が講じられる。